

議案第46号

世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和5年5月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約変更

世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

工 期 既定期工期 令和6年2月29日

変更工期 令和6年6月28日

理 由

工事着手後、建築工事において、鉄筋資材及び鋼材の不足により、くいの納期の遅れが生じたほか、地中空洞が発見されたことに伴い、くいの施工方法の変更及び工程の見直しが必要となったため。